

埼玉県下水道局経営管理会議設置要綱

平成29年12月22日 下水道事業管理者決裁

(目的)

第1条 埼玉県下水道局経営戦略(平成30年1月策定)に定める経営マネジメントを行っていくため、埼玉県下水道局経営管理会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 埼玉県下水道局経営マネジメント目標の推進に関する事
- (2) 流域下水道事業会計予算の原案作成及び執行管理に関する事
- (3) 流域下水道事業及び重要施策の企画立案及び進捗管理に関する事
- (4) 流域下水道事業に係る重要な計画の策定及び見直しに関する事
- (5) 事業執行のマネジメント状況に対する管理に関する事
- (6) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 会議は、下水道事業管理者(以下「管理者」という。)、下水道局長、下水道管理課長、下水道事業課長、各副課長及び各担当主幹の職にある者をもって構成する。

2 管理者は、必要に応じて下水道事務所、公益財団法人埼玉県下水道公社その他関係機関に会議への出席を要請することができる。

(会議)

第4条 会議は、管理者が招集し、原則として年4回開催する。ただし、管理者が必要と認めるときは随時開催するものとする。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、下水道管理課内において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年1月 4日から施行する。

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。